

東京工科大学学術機関リポジトリ管理・運用規程

(目的)

第1条 この規程は、東京工科大学メディアセンター規程第2条第3項に基づき、東京工科大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の適正かつ円滑な管理及び運用に関する基本事項を定め、東京工科大学（以下「本学」という。）がリポジトリを通じて、学術の発展及び社会に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程においてリポジトリとは、本学における教育・研究活動の成果（以下「成果物」という。）を電子的に収集及び蓄積し本学内外に無償で公開するシステムをいう。

(管理及び運用)

第3条 リポジトリの管理及び運用は、メディアセンター委員会における審議及び方針決定のもと、メディアセンター長を責任者として、メディアセンターが行うものとする。

(登録対象となる成果物の範囲)

第4条 リポジトリに登録・蓄積・保存（以下「登録」という。）する対象は、本学において生産された次の各号に掲げる成果物とする。

- (1) 学術的な研究成果（査読論文、研究報告、学会発表資料等）
- (2) 本学から博士の学位を授与された博士論文
- (3) 本学が発行する紀要等刊行物
- (4) その他、メディアセンター長が適当と認めたもの

2. 前項各号に掲げる成果物は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
- (1) 原則として、本学内外の学術機関等により公表されたものであること
 - (2) 知的財産権に係る法令等、学会等の投稿規約等、商業出版社との契約条件等に抵触しない成果物であること
 - (3) 公開によって倫理上その他、社会通念上問題が生じない成果物であること
 - (4) 成果物が電子的フォーマットで作成されており、インターネットを通じて配信可能な状態であること

(登録申請手続き)

第5条 リポジトリに成果物を登録申請できる者（以下「登録申請者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学に在職する又は在職していた教職員（申請時に他の機関等に所属していない者に限る）

- (2)本学から博士の学位を授与された者（博士の学位を授与された博士論文の登録申請に限る）
 - (3)その他、メディアセンター長が適当と認めた者
2. 登録申請者は、著作権等の必要な許諾を得たうえで、メディアセンター長に「登録許諾書」（別紙1）を提出し、許可を得るものとする。この場合において、許可を得た者は、成果物をメディアセンターに無償で提供するものとする。

（登録）

- 第6条 メディアセンターは、前条第2項の許可を得た成果物について、次の各号により登録を行うものとする。
- (1)成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバーに格納する。
 - (2)インターネットを通じて、前号のデータを無償で公開する。
 - (3)保存及び利用環境の保持、セキュリティ確保等のため、必要に応じてデータの媒体変換及びバックアップを作成する。
2. メディアセンターは、リポジトリ登録以外の目的で成果物を利用してはならない。

（登録の削除又は非公開）

- 第7条 メディアセンター長は、リポジトリに登録された成果物が次の各号のいずれかに該当する場合、成果物の一部又は全部を削除又は非公開とすることができます。
- (1)登録申請者又は著作権者から理由を付して削除又は非公開の申請があった場合
 - (2)他者に帰属する著作権、所有権、その他の権利を侵害する又は社会的に著しく不適切な内容（捏造、改ざん、盗用等）を含むと認められる場合
 - (3)その他、リポジトリの運用に支障が生じると認められる場合
2. メディアセンター長は、前項の規定により成果物を削除又は非公開としたときは、登録申請者に対して理由を付して遅滞なく通知しなければならない。
3. メディアセンター長は、第1項第2号の事実を認めた場合、その内容に応じて本学における他の規程に基づく適切な対応をとらなければならない。

（デジタルオブジェクト識別子の付与）

- 第8条 メディアセンターは、前条により登録された成果物のうち、次の各号に該当する成果物に、デジタルオブジェクト識別子（DOI）を付与することができる。
- (1)本学が発行した紀要等掲載論文
 - (2)本学が学位を授与した博士論文
 - (3)その他、メディアセンター長が適当と認めた成果物

（著作権の帰属）

- 第9条 リポジトリに登録する成果物の著作権は、リポジトリに登録した後も著作権者に留保される。

(著作権に係る利用許諾)

第 10 条 成果物の著作権に係る利用許諾の取扱いは、次のとおりとする。

- (1)著作権が成果物の登録申請者のみに帰属している場合、登録申請者は本学に対し、その利用を無償で許諾する。
- (2)著作権が登録申請者を含め複数の者に帰属している場合、登録申請者は本学に対し、その利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得るものとする。

(利用条件)

第 11 条 リポジトリに登録された成果物を利用しようとする者は、本学のリポジトリ運用に支障をきたす恐れのある行為をしてはならない。また、リポジトリの利用に際しては、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1)著作権法等に定める条件
- (2)公開する成果物が、リポジトリで公開する以前に出版社等により出版・公表されており、投稿規則あるいは出版契約等により当該出版社等が利用に係る条件を定めている場合においてはその条件

(利用条件の周知)

第 12 条 メディアセンター長は、公開に際し、前条に定める利用条件を周知しなければならない。

(免責事項)

第 13 条 登録された成果物の内容に関する責任は、登録申請者又は著作権者が負うものとする。

2. 本学は、リポジトリに登録された成果物の利用によって生じた利用者又は登録申請者の不利益及び損害について、一切責任を負わないものとする。

(事務組織)

第 14 条 リポジトリに係る事務は、大学事務局八王子キャンパス業務部情報サービス課が取り扱うものとする。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、メディアセンター委員会及び大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から実施する。